

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士岡田俊男の上告趣意第一点は、単なる法令違反の主張であり、同第二点は、憲法二一条違反をいうが、原審で主張判断のなかつた事項であり、同第三点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり（なお、第一審判決判示第二の三の事実についての被告人の供述について、任意性ないし信用性を疑うべき証跡は存在しない。）、同第四点は、量刑不当の主張であつて、いずれも上告適法の理由にあたらぬ。

弁護士平川実の上告趣意一のうち、憲法三八条二項違反（所論中、「憲法三八条三項」とあるのは、「憲法三八条二項」の誤記と認められる。）をいう点は、原審で主張判断のなかつた事項であり、憲法三七条二項違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり、同二は、事実誤認の主張であり、同三は、量刑不当の主張であつて、いずれも上告適法の理由にあたらぬ。

なお、弁護士平川実は、昭和四四年三月一五日に上告趣意補充書を提出したが、上告趣意書提出期間経過後のものであるから、判断を加えない。

また、記録を調べても、刑訴法四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年五月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草	鹿	浅	之	介
裁判官	城	戸	芳	彦	
裁判官	色	川	幸	太	郎

裁判官 村 上 朝 一